事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第二グループ及び業務部業務第二グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県伊勢崎市連取町三〇九六番地一

佐波伊勢崎農業協同組合

代表理事組合長　長岡　武

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月二十四日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第三グループ及び業務部業務第三グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県高崎市新保町一四八二番地

高崎市農業協同組合

代表理事組合長　井田　宗男

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月二十九日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第四グループ及び業務部業務第四グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県高崎市菊地町五五六番地一

はぐくみ農業協同組合

代表理事理事長　森澤　隆

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第五グループ及び業務部業務第五グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県藤岡市藤岡八四三番地六

多野藤岡農業協同組合

代表理事理事長　新井　紀義

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第六グループ及び業務部業務第六グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県安中市原市六三四番地

碓氷安中農業協同組合

代表理事組合長　中島　博明

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月二十八日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第七グループ及び業務部業務第七グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県渋川市渋川一五七番地

北群渋川農業協同組合

代表理事組合長　亀井　勝男

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第八グループ及び業務部業務第八グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。